

令和6年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託仕様書

1 目的

県内事業者の温室効果ガス排出量削減（以下、「CO2排出量削減」）への取組みを促すことを目的として、金融機関や関係団体等と連携して県内事業者の環境に配慮した設備投資等を促進するにあたり、県内事業者に、CO2排出量削減に関する評価を行う専門家派遣を行う業務を委託する。

2 業務委託名

令和6年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託限度額

5,698,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

県内金融機関が環境配慮型融資（ESG融資）実行の判断をするにあたり、CO2排出量削減に寄与する脱炭素設備投資を行う予定の県内事業者に対して、事業者の要望や状況に応じて、（1）CO2排出量の算定、CO2排出量削減効果のポテンシャル評価、CO2排出量削減に係る目標の設定やその目標達成に向けた中長期計画策定、（2）省エネルギー・再生可能エネルギー設備に対する融資において必要となるCO2排出量算定の技術的なサポートを行う専門家を派遣する。

なお、業務の実施にあたっては、県と定期的に情報共有を図るとともに、金融機関や関係団体等と連携を取りながら、業務を行うこと。

< 専門家派遣の対象となる事業者 >

香川県内に工場・事業場を保有する中小企業

< 業務内容 >

（1）中長期計画策定業務

ア CO2排出量の算定

- ・ 県内事業者指定の事業所が排出するCO2の排出量について、エネルギー使用量等の事業者情報の分析、事業者ヒアリング及び現地調査（若しくは机上調査）等により算定を行う。また、事業者自身が算定を行う場合は、算定にあたっての支援や内容の確認等を行う。
- ・ 事業所のCO2排出量については、サプライチェーンにおける排出量、排出削減のポテンシャルが明らかになるようScope 1～3ごとに算定を行う（ただし、Scope 3については可能な範囲

とする)。

イ CO2排出量削減効果のポテンシャル評価

- ・県内事業者指定の事業所や設備について、現地調査等を行ったうえで、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」のエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を低減させることで生じるCO2排出量削減の他、再生可能エネルギー導入、エネルギー総消費量を削減することで生じるエネルギー起源CO2排出量削減及び他の温室効果ガスによるCO2排出量削減効果のポテンシャル評価を実施する。

ウ CO2排出量削減に係る目標設定及び計画策定

- ・ア CO2排出量の算定やイ CO2排出量削減効果のポテンシャル評価の具体的な根拠・考え方を県内事業者に示し、県内事業者と協議のうえ、設備投資の優先順位等CO2排出量削減に係る中長期的視点に立ったビジョンの策定や目標設定のサポートを行う。
- ・目標の単位は総量又は原単位のどちらでも構わないが、県内事業者自身において、目標とする単位に整合するCO2排出量の実績を把握できることを前提とする。
- ・設定した目標達成に向けた計画策定にあたって、具体的かつ効果的な技術的サポートを行う。

(2) 事業者のCO2排出量算定業務

国の補助事業等の申請において必要となる事業者の前年度CO2排出量や新たに導入する設備等のCO2排出量を算定する。また事業者自身が算定を行う場合は、算定にあたっての支援や内容の確認等を行う。

< 専門家派遣事業所数 >

(1) 中長期計画策定業務と (2) 事業者のCO2排出量算定業務を合わせて10事業所程度

※派遣事業所数、規模及び時期は、県が県内金融機関等と連携して今後募集・選定していくものであり、確定しているものではない。なお、事業者への専門家派遣の可否・開始時期・期間などについては、県と事前に協議を行うこと。

< 業務実施にあたって考慮する事項 >

専門家の派遣の実施にあたって

- ・県が、Web会議等で事業者や金融機関等への本事業の説明や周知等を行う場合は、説明会や協議の場に参加する等の協力を行うこと。
- ・専門家の派遣にあたっては、県や事業者、金融機関等と事前に協議を行い、事業者の要望や状況によっては、部分的な業務にも対応する。
- ・事業者毎の専門家派遣時間（人数・回数・時間）については、事業者の規模・状況に合わせて、県と協議のうえ決定することとし、専門家派遣事業者数や支援実績（業務内容・専門家派遣時間）などにより委託料を調整する。
- ・管理技術者として、エネルギー管理士又は技術士（環境部門）のいずれかの国家資格を有する者を配置する。また、現地調査にあたっては、省エネルギー診断の実務経験を有する、又は同等の能力を有する者を関与させるものとする。

- ・業務工程としては、①県、事業者及び金融機関等との事前協議、②エネルギー使用量等のデータ等を活用した基礎調査・分析、③事業者への専門家派遣、④報告書作成、⑤事業者への報告を含めること。
- ・事業者の投資計画の実行性に結びつけるため、内容を分かりやすく取りまとめて事業者に報告すること。

<備考>

- ・業務の実施にあたっては、香川県担当者と密接に連絡調整を行うとともに、重要な事項についてはその指示を受けるものとする。
- ・業務終了後も、専門家派遣をした事業者からの相談には、適切に対応すること。

<報告書作成>

- ・1事業者の業務が完了する毎に、10日以内に報告書を作成し、県、事業者及び金融機関へ提出し、3者が参加した報告会で内容を説明すること。

6 その他

(1) 個人情報の保護

当該業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、香川県個人情報保護条例など関係法令を遵守すること。

(2) 法令等の遵守

労働関係法令その他、業務の実施にあたり関連する法令を遵守すること。

(3) 業務実施に付帯するその他の業務

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。